兵庫県豊岡市

契約手続き等における留意事項

1　契約締結フロー

(1)　＜契約情報入力フォーム＞から下記事項を入力　**【入力期限：落札日の当日中】**

https://toyooka-city.form.kintoneapp.com/public/contract-information

①契　約　方　法【電子契約・紙契約】

②契約締結希望日【落札日の翌日から７日以内で指定】

③契約保証の種類（※1）

(2)　契約関係書類の提出

①暴力団等の排除に関する誓約書（※1）

②建設リサイクル法に関する書面（※2）

③契約金額の内訳書等（物品購入等）

nyusatsu@city.toyooka.lg.jp 宛にメール提出

【提出期限：落札日の翌日 12 時】

④契約保証に関する書類（※1）

・契約保証金を納付する場合は、総務課窓口にて納付書を受取りください

・履行保証保険等による場合は、**≪保証期間の始期≫を契約締結日**としてください

・一部の保証証書等について、電子証書による提出が可能になりました
（https://www.city.toyooka.lg.jp/shisei/nyusatsu/nyusatsuoshirase/1027699.html 参照）

・**電子契約**の場合**【提出期限：契約締結日の前日 17 時】**

・**紙　契　約**の場合**【提出期限：契約締結日（契約書と同時提出）】**

(3)　契約書の取り交わし

＜**電子契約**の場合＞	＜**紙契約**の場合＞
①市が契約書データをアップロード	①市が契約書を作成
②事業者宛に確認依頼メール送信	②事業者が契約書を受取り
③事業者が契約書データを確認・承認	③事業者が契約書に記名押印・印紙貼付
④市が契約書・関係書類を最終確認・承認	④市が記名押印
⑤市・事業者が契約書データをダウンロード	⑤市・事業者が１通ずつ契約書を保管

（※1）　契約金額 300 万円以上の場合
（※2）　対象の建設工事の場合

2　留意事項

項目		留意事項
(1) 契約書	電子契約	・事前に「電子契約用メールアドレス届出書」を提出してください ・届出書は＜入札参加資格審査申請システム＞から提出してください 〔参考リンク〕 □入札参加資格申請【変更】 https://www.city.toyooka.lg.jp/shisei/nyusatsu/1013240/1009546.html □入札参加資格審査申請システム https://bid-entry.com/users/sign_in
	紙契約	・契約書は２通作成します ・２通に記名押印し、袋綴じ部分の両面に割印してください ・１通には印紙を貼付・消印してください ・印紙税額は、消費税を含まない金額で計算してください 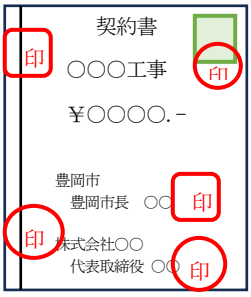

項目		留意事項
⑵ 誓約書 （暴力団等排除関係）		・契約金額 300 万円以上の場合に提出してください ・nyusatsu@city.toyooka.lg.jp 宛にメール提出【※落札日の翌日 12 時〆切】
	下請負人用について	以下に該当する下請契約を締結する場合に提出してください ・下請契約の契約金額が 300 万円以上 ・同一契約において同一事業者と複数の下請契約を締結する場合はその合計額が 300 万円以上 ※工事の場合は、1 次下請以下すべての下請契約が対象です
⑶ 契約の保証		＜保証の種類＞ ①契約保証金（現金納付）　②有価証券　③金融機関・保証事業会社の保証 ④公共工事履行保証保険　⑤履行保証保険 ・契約金額 300 万円以上の場合に、上記のいずれかにより手続きください ・保証金額：契約金額の 10%以上 ・保証期間：契約締結日から契約期間末日まで（③④⑤の場合） ・①の場合、納付書を受取りの上、金融機関窓口で納付してください 契約時に収納済通知書（納付書の納付者保管部分）を確認します ・②の場合、証券提出時に預り証を発行し、完了検査後に預り証と引換えに証券を返却します
⑷ その他提出書類		その他必要な書類については、事業担当課の指示により提出してください （例）主任技術者及び現場代理人届、監理技術者届、略歴書、工程表など
⑸ 請求書（工事・委託）		＜発注担当課：水道課、下水道課、城崎温泉課等の場合＞ 【インボイス対応版】を使用してください （※インボイスの要件を満たしていれば、任意様式での請求も可） ＜発注担当課：上記以外の場合＞ 【インボイス対応版】【旧様式】【任意様式】いずれも使用可
建設工事の場合	⑹　前金払	・設計金額 100 万円以上の場合に請求可 ・契約金額の 40%以内（10 万円未満切捨て） ・請求期限：契約締結日から 30 日以内 ＜必要書類＞ ①公共工事前払金交付申請書　②請求書 ③保証事業会社の保証証書（紙の場合は写しを含む）
	⑺　中間前金払	・前払金を受領した場合に請求可（※詳細は「中間前金払について」参照） ・契約金額の 20%以内（10 万円未満切捨て） ・中間前金払を選択した場合は、部分払の請求はできません （※複数年度工事における、各会計年度末の部分払を除く）
	⑻　部分払	・工期 90 日以上の場合に請求可 ・部分払を選択した場合は、中間前金払の請求はできません
	⑼　建設業退職金共済組合証紙	・購入確認書に掛金収納書を貼付して提出してください（※契約後 1 か月以内） ・契約金額 100 万円未満の場合、提出は不要ですが、証紙は購入してください ・証紙は各工事に就労する労働者の手帳に貼付（現物支給）してください
	⑽　建設リサイクル法に関する書面	「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律」の規定に該当する工事は、所定の事項を記載した書面を提出してください 【対象】契約金額 500 万円以上の土木工事　ほか